

UBC情報

発行： 2024年7月1日

No. 289

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

納期特例を受けている場合の1-6月分の源泉所得税の納期限は7月10日（水）です。

個人の方で令和6年分の所得税・予定納税について今年度は、第1期分の口座振替日が9月30日（月）に延長されています。（定額減税により減額申請等が見込まれる為。裏面記事にてご確認ください。）

トピックス

倒産防止共済に係る損金算入措置の見直し

取引先事業者が倒産した際に連鎖倒産等を防止するための「中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）」について、短期間で解約・再加入を繰り返す節税目的の利用が多いことから、令和6年度税制改正により一定の場合は掛金の損金算入を制限する見直しが行われました（本年10月から適用）。

◆掛金を損金算入でき解約手当金を受け取れる

（独）中小企業基盤整備機構が運営する中小企業倒産防止共済制度は、加入者の取引先事業者が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金総額の10倍（最高8千万円）まで借入が受けられる制度です。

掛金月額は5千円～20万円の範囲で選ぶことができ、支出した掛金は損金又は必要経費に算入できます（個人事業者の場合、事業所得の収入に対してのみ必要経費に算入できます）。

また、掛金を12カ月以上納めている方が共済契約を解約した場合は、自己都合の任意解約でも掛金総額の8割以上の解約手当金（40カ月以上納付していれば掛金全額）を受け取ることができます。

◆解約後2年間は掛金の損金算入を制限

近年、本制度における税制上の優遇措置のみを利用目的として、解約手当金が掛金総額の全額となる加入後3年目・4年目に解約し、解約から2年未満で再加入するケースが多くなっていることから、短期間の再加入について掛金の損金又は必要経費の算入を制限する改正が行われました。

これにより、本年10月以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結する場合に、解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金は損金又は必要経費に算入できることになります。

【チェック】住民税の通知書が届いたら控除額等を確認しましょう

個人住民税は、前年の所得金額に基づき税額が算出され、毎年5～6月に税額通知書が届きます。

令和6年度分は、令和5年の所得金額が1805万円以下の方を対象に定額減税（本人及び配偶者を含む扶養親族の人数×1万円）が行われますので、所得割額から控除される額、控除しきれなかった額（控除外額）を確認します。なお、給与特別徴収の場合は6月分の徴収を行わずに減税後の税額を7月分から徴収します（定額減税対象外の方は、通常どおり6月分から徴収）。

また、令和5年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例を適用した方は、ふるさと納税による控除額も確認しましょう。



個人事業主に係る所得税の定額減税は

事業所得者等で予定納税の対象となる方（予定納税基準額が15万円以上）に係る所得税の定額減税は、本年6月以降に所轄税務署から通知される予定納税額の第1期分から本人分の定額減税額3万円が控除されます。

同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額（扶養親族等の人数×3万円）についても予定納税額から控除を受ける場合は、予定納税額の減額申請の手続を行う必要があります（減額申請をしない場合は確定申告で控除）。

これに伴い、第1期分からの減額申請の期限は本年7月31日、第1期分の納期は本年9月30日までにそれぞれ延長されています。

贈与税の申告状況(5年分)と本年適用の改正

◎暦年課税……1年間に贈与を受けた財産の合計額で課税する暦年課税（基礎控除110万円）を適用した方は46万1千人で、納税人員37万6千人の申告納税額は2985億円（1人当たり80万円）でした。

改正により、暦年課税で生前贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前7年以内に延長となりました（相続開始前3年超7年以内の贈与は総額100万円まで加算対象外）。令和6年1月以後の贈与で取得した財産に適用されるため、相続開始日が令和9年以後の場合に加算期間が3年を超えます（7年となるのは令和13年以後）。

◎相続時精算課税……特定の贈与者からの贈与について、暦年課税に代えて贈与税・相続税を通じた課税を行う相続時精算課税（特別控除2500万円）を適用した方は4万9千人で、納税人員5千人の申告納税額は563億円（1人当たり1216万円）でした。

改正により、令和6年1月から本制度を選択した特定贈与者からの贈与に年110万円の基礎控除が設けられました（基礎控除分は相続財産に加算されません）。また、贈与を受けた土地・建物が被災した場合に価額を再計算する特例も創設されました。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に贈与税が非課税（省エネ等住宅は1千万円、それ以外の住宅は500万円）となる制度を適用した方は6万2千人で、贈与を受けた住宅取得等資金4782億円のうち4482億円が非課税となりました。

改正により、令和6年1月から省エネ等住宅を新築等をする場合における省エネ性能の基準が見直されました。

今後の中小企業資金繰り支援について

新型コロナに焦点を当てた資金繰り支援の「コロナセーフティネット保証4号」や「コロナ借換保証」は今月末で終了となります（能登半島地震の被災地域は「コロナ借換保証」を継続）。

また、「コロナ経営改善サポート保証」や、日本公庫等の「コロナ特別貸付」、「コロナ資本性劣後ローン」は本年12月末まで延長となります。

なお、関係省庁が連携して公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指し、中小企業活性化協議会等を通じて事業再生の可能性が高く必要と判断した中小企業の情報を公租公課の徴収現場（税務署や年金事務所等）や金融機関等で共有する「事業再生情報ネットワーク」の運用が開始されます。

労働保険(雇用・労災保険)の年度更新手続き

労働保険（雇用保険・労災保険）は、前年度の保険料を精算するための確定保険料と新年度の概算保険料を申告・納付する「年度更新」の手続きが必要となり、令和6年度の年度更新期間は6月3日～7月10日です（石川・富山は期限延長）。

令和6年度の保険料率について、雇用保険率は変更ありませんが、労災保険率は改定（全54業種のうち20業種）されています。

なお、今国会で雇用保険の適用拡大などを盛り込んだ改正雇用保険法が成立し、令和10年（2028年）10月から雇用保険の適用要件のうち週所定労働時間が「10時間以上」（現行20時間以上）に見直され、加入対象が拡大します。

編集後記

梅雨に入り、連日ジトジトしていますね（・・・）それでももうじき、蝉の声とともに暑い夏がやってきます。今年も半年折り返し！気持ちはカラット過ごしていきましょう。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL : 0836-33-6717 FAX : 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 289

発行: 2024年
7月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717

FAX: 0836-33-6753

Mail: info@ubc-net.com

URL: http://ubc-net.com

所属: (一財) 総合福祉研究会

(一社) 全国地域医業研究会

総合福祉

貸借対照表各論 ～流動負債～

◇負債の分類◇

負債は法律上の義務や債務性の観点から、法的債務と会計的負債とに分けることができます。また、法的債務は役務提供の完了度合いや債務金額の確定度合いにより、確定債務、未確定債務、条件付債務に分けることができます。給与支給を例に取ると、

- ・毎月15日〆の翌月20日支給の場合、3月16日から年度末までの期間に対応する給与は「未払費用」
 - ・毎月月末〆の翌月20日支給の場合、3月給与の未払分は「事業未払金」
- として会計処理することになります。

それぞれの内容と勘定科目との関係を整理すると以下の通りです。

分類	説明
確定債務	支払先・支払期日・支払金額のすべてが会計年度末までに確定している債務。 (勘定科目例) 各種未払金、各種借入金
未確定債務	時の経過に依存する継続的な取引において既に役務の提供は受けたが、会計年度末までに役務提供が完了しておらず法的にその対価の支払義務が確定していない債務。 (勘定科目例) 未払費用
条件付債務	債務のうち、将来予想される支出の原因が当期以前に発生しており、将来一定の事象が起こり、それが確定したとき、つまり一定の条件が満たされた段階で債務として確定するものであり、会計年度末までに債務金額が確定していないものの、将来の支出に備えるために見積りで計上される債務。 (例) 賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金
会計的負債	法律上の債務ではなく、適正な期間損益計算を行う観点から計上が行われる負債のこと。 (勘定科目例) 修繕引当金等

◇流動負債とは

流動負債は、貸借対照表の「負債の部」の大区分であり、短期間に支払期限の到来する負債により構成されます。負債の区分にあたっては、正常営業循環基準を主とし、これを補完するために1年基準が用いられます。以下では、流動負債のうち社会福祉法人における特徴的な取扱いを中心に解説します。

◆短期借入金

短期運営資金借入金とは、経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいいます。

社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金とは、社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいいます。

役員等短期借入金とは、役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいいます。

事業区分間借入金とは、他の事業区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいいます。また、拠点区分間借入金とは、同一事業区分内における他の拠点区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいいます。

なお、長期借入金のうち1年基準に基づき流動負債に振り替えられたものは「1年以内返済予定〇〇長期借入金」として流動負債の区分に表示されます。



◆未払金

事業未払金とは、事業活動に伴う費用等の未払い債務をいいます。給食材料費や介護用品費など物品の購入に係る債務のほか、業務委託費や賃借料など役務の提供に係る債務が含まれます。

その他の未払金とは、事業活動に伴う費用等以外の未払い債務をいいます。固定資産の購入取引に基づいて発生した未払い債務等が含まれます。

◆預り金

預り金とは、職員以外の者からの一時的な預り金をいいます。例えば、老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受け分として利用者から預かる金銭等が含まれます。一方、施設利用者から預かる金銭等については、法人に係る会計とは別管理することとされており、預り金への計上は行いませんが、横領等の事故が発生しないよう個人ごとの適正な出納管理を行う等、適切な内部統制の整備運用が必要です。

職員預り金とは、源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいいます。

◆その他

上記以外の流動負債については以下の通りです。基本的には企業会計と同様の取扱いとなります。

勘定科目	説明
支払手形	事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務（金融手形を除く）をいう。
1年以内支払予定長期未払金	長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年内に支払の期限が到来するものをいう。
未払費用	賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。
前受金、	物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
前受収益	受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。
仮受金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。
賞与引当金	支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に係る引当金をいう。
その他の流動負債	上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。

（総合福祉研究会）

会計

社会福祉法人と株式会社の主な会計等の相違点

株式会社の会計は企業会計原則をベースとした各種の企業会計基準等があり、投資家保護のための適正な期間損益計算を行うことが会計の目的です。それに対し社会福祉法人は「非営利法人」であり、期間損益計算は目的ではないため、企業会計における「損益計算書」に該当するものが社会福祉法人では「事業活動計算書」と言われ、社会福祉法人会計では「利益」に相当する項目を「増減差額」と表現します。

このように社会福祉法人会計と企業会計にはいくつかの相違点があり、会計処理や計算書類の様式も一部異なっています。社会福祉法人会計と企業会計の特徴的な相違点として、今回は以下の通り「利益処分」の概念、及び計算書類等の種類について取り上げます。

項目	社会福祉法人会計	企業会計（会社法）
利益処分の概念	事業活動で得られた増減差額には、処分という概念がない。増減差額は、将来の特定の目的のための積立てても可能。	企業活動で得られた利益は、その処分について株主総会の決議が必要となる。将来の特定の目的のために積立てておくもの以外は基本的に出資者である株主に配当という形で分配される。
計算書類等の種類	資金収支計算書 事業活動計算書 貸借対照表 注記 事業報告 附属明細書 財産目録	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 注記表 事業報告 附属明細書

（総合福祉研究会）